

徳島県

漁番	港号	漁港名	読み	種別	所在地 (市町村名)	漁港 管理者	漁業 協同組合	分区	海岸 保全 区域	港則 法 適用	ビジ ター 受入	指年 定月 日	区域 変更 年月日	備考
3910010		碁の浦	ゴノウラ	1	鳴門市	鳴門市	北灘		○			S27.4.7		
3910020		三津	ミツ	1	鳴門市	鳴門市	北灘		○			S30.10.21		
3910030		大浦	オオウラ	1	鳴門市	鳴門市	北灘	2	◎		○	S27.4.7		
3910040		榎木	クシキ	1	鳴門市	鳴門市	北灘		○			S27.4.7		
3910050		日出	ヒユウデ	1	鳴門市	鳴門市	堂浦		○			S27.4.7		
3910060		撫佐	ムサ	1	鳴門市	鳴門市	室撫佐		○			S28.3.5		
3910070		室	ムロ	1	鳴門市	鳴門市	室撫佐		○			S28.3.5		
3910080		亀浦	カメウラ	1	鳴門市	鳴門市	鳴門町	2	○			S28.3.5		
3910100		大瀧	オオガタ	1	阿南市	阿南市	阿南中央		○	○		S26.8.21	H4.2.13	
3910110		小杭	コガイ	1	阿南市	阿南市	椿泊		○	○		S28.3.5		
3910120		後戸	ウシロド	1	阿南市	阿南市	椿泊		○	○		S28.3.5		
3910130		曲	マガリ	1	阿南市	阿南市	椿泊		○	○		S28.3.5		
3910150		伊座利	イザリ	1	海部郡美波町	美波町	伊座利		○			S27.4.7	H2.10.30	
3910160		恵比須浜	エビスハマ	1	海部郡美波町	美波町	日和佐町		○	○		S31.7.6	S56.5.1	
3910170		出羽島	デバシマ	1	海部郡牟岐町(出羽島)	牟岐町	牟岐町		○			S27.7.29		離島
3910180		竹ヶ島	タケガシマ	1	海部郡海陽町	海陽町	穴喰		○			S27.7.29	S59.11.12	
3920010		粟田	アワタ	2	鳴門市	徳島県	北灘		○			S27.4.7		
3920020		瀬戸	セト	2	鳴門市	徳島県	{北堂泊浦	2	○			S29.7.12	S62.1.28	
3920025		土佐泊	トサドマリ	2	鳴門市	徳島県	新鳴門		○	○		S28.6.27		
3920030		粟津	アワヅ	2	鳴門市	徳島県	里浦		○			S26.8.21	S46.4.24	
3920040		長原	ナガハラ	2	板野郡松茂町	徳島県	長原			○		S28.3.5	S38.10.16	
3920050		今津	イマヅ	2	阿南市	徳島県	阿南中央		◎			S27.4.7	S62.1.28	
3920060		中林	ナカバヤシ	2	阿南市	徳島県	中林		◎			S28.3.5		
3920070		椿泊	ツバキドマリ	2	阿南市	徳島県	{阿南南泊	2	○			S28.3.5	H2.12.15	
3920080		由岐	ユキ	2	海部郡美波町	徳島県	{阿志和部 東西岐 木岐	2	○	○		S26.8.21	S43.9.30	
3920090		鞆奥	トモオク	2	海部郡海陽町	徳島県	鞆浦		○			S28.6.27	H17.11.17	
3920100		穴喰	シクイ	2	海部郡海陽町	徳島県	穴喰		○	○		S26.8.21	H17.11.17	
3930010		牟岐	ムギ	3	海部郡牟岐町	徳島県	{牟岐東町 牟岐	2	○	○		S26.8.21	S37.7.6	
3940010		伊島	イシマ	4	阿南市(伊島)	徳島県	伊島		○			S28.5.28		離島

(注)

1. 海岸保全区域欄については、「○」は海岸保全区域指定済漁港、「◎」は海岸保全区域指定済漁港中、海岸法第5条第4項の漁港区域に接する海岸保全区域指定済漁港を表す。
2. 港則法適用欄については、「○」が港則法適用漁港、「◎」は関税法上の開港を表す。
3. 指定年月日の欄は、一番最初に指定された告示年月日を記載し、名称・種別・区域変更年月日については、現在の漁港の区域となった告示年月日を記載すること。
4. ビジター(一時利用をいう。)受入欄については、ビジター艇の受入を行っている漁港を「○」で表す。
5. 備考欄の「離島」は離島振興対策実施地域、「半島」は半島振興対策実施地域、「奄美」は奄美諸島に所在する漁港を表す。